

老朽化した空き家を所有しているが、維持管理に困っている  
空き家が原因で、近隣に迷惑をかけている  
空き家を解体したいが、費用が問題になっている

**補助金上限80万円☆**

## 空き家を解体しませんか？

危険な空き家の除却を行う所有者に対し、平成28年度から除却費用の一部を補助する制度を実施しています。  
(★マークは除却を促進するため、市独自に行っています)



### ■補助の対象となる空き家

- ①概ね年間を通して住宅として使用実績がない空き家
- ②専用住宅、併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されていたもの）、長屋、アパート
- ③個人が所有する空き家
- ★④空き家の不良度の測定基準の**評点が60以上**(市担当者の現地調査による)
- ⑤空家等対策の推進に関する特別措置法の「特定空家等」に指定されていないこと など

※補助金交付申請は、予算がなくなり次第締め切ります。

### ■補助金の額

国が定める標準除却費または除却工事費のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じた額で80万円が限度  
※家財道具、塀、樹木などの撤去処分費は補助対象外

### ■補助対象者（申請者）

空き家の所有者または相続人、または左記の者より除却について同意を得た者 など

### ■補助対象工事

- ①建設業法の許可等を受けた有田市内の建設業者に請け負わせること
- ②敷地内に存するすべての工作物を除却すること など

## 税金はどうなるの？

★空き家の解体に伴い、固定資産税の住宅用地の特例措置は適用除外となりますが、本事業を活用すれば、特例措置と同様の減免制度が最長で5年度分受けられる場合があります。

詳細はお問合せください。

問 税務課（内線514）

### 【昨年度の実績】

■除却空き家数 51件



除却前



除却後

今年度もすでに21件のお申込みをいただいております。  
空き家で困っている方はぜひこの機会にご利用ください。

申・問 建設課（内線276）

空き家を除却して、新しい家建てる。  
コミュニティスペースとして活用する。  
道を広げる。  
新しいお店ができる・・・  
空き家を再利用または除却することで、新たな場所へ生まれかわり、その場所からまちの活力がうまれていきます。  
「負」のものではなく、可能性の芽として、今一度空き家について考えてみませんか？



空き家から  
笑顔が集う場所へ

# 空き家でお困りの方へ

820万戸。これは平成25年10月1日現在の日本の空き家数です。(総務省「平成25年住宅・土地統計調査」)

近年、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、全国的に空き家が増加しています。

そんな中、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、住環境の向上を図るため、市も空き家対策に取り組んでいます。



## 有田市の空き家の状況

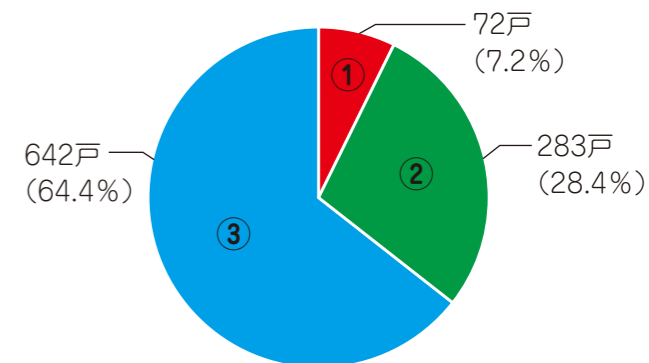
空き家の数・・・ **997戸**（市内全域）

住宅系（戸建住宅、店舗併用住宅等）：875戸

非住宅系（店舗、工場、病院、倉庫等）：122戸

【空き家の状況を緊急度別に評価】

- ①緊急度（高）：倒壊のおそれがある
- ②緊急度（中）：すぐには倒壊しないが、補強等の措置が必要
- ③緊急度（低）：当面は倒壊のおそれがない



「平成27年度空き家等の実態調査」